

振動特定施設数・使用方法変更届出書と添付書類の作成要領

1 届出書が必要な場合

- ・特定施設の種類ごとの数が増えたとき。（騒音規制法と異なり、1台でも増えた場合に届出の対象となります）
- ・今までにない種類の特定施設を設置したとき
機械プレス 2台→機械プレス 1台、液圧プレス 1台
- ・違う能力の特定施設を設置したとき
せん断機 1.5kw 2台→せん断機 1.5kw 1台、2.0kw 1台
- ・作業開始時間を早めるとき、作業終了時間を遅らせるとき
開始 8時～終了 19時 → 開始 7時～終了 19時

※施設の減少、同じ能力同じ種類の機械への入替え、工場敷地内での移設、作業時間の短縮については変更の届出の必要はありません。ただし、振動防止の方法が変わる場合は、振動の防止の方法変更届が必要になります。

2 届出書の提出方法

- ・届出書、添付書類は工場、事業場ごとにまとめて下さい。
- ・必要部数は正本と副本 2通です。（受領印を押した事業者側の控えが必要な場合はさらに 1部必要となります）
- ・届出用紙（様式）に記入しきれない場合は、継続紙（様式はありません）に記入して下さい。
- ・届出書は工事開始 **30日前まで**に当該工場の所在する**市町村公害担当課**に提出して下さい。

3 届出書の記入要領

- ・**届出先**：〇〇市長殿、△△町長殿のように提出する市町村長あてにして下さい。
- ・**年月日**：届出書を提出する年月日を記入して下さい。
- ・**届出者**：会社名、住所、代表者名を記入して下さい。工場長等代表権のない方が代理で届出することも可能ですが、その際は代表者名と代理人名を併記の上、委任状（様式はありません）を添付して下さい。届出書の印は代理人のもので結構です。なお、この届出をする前に委任状を提出し、代表者、代理人ともに変更がない場合には委任状は必要ありません。
- ・**特定施設の種類**：「1（イ）金属加工機械 液圧プレス」のように項番号、細分（イ、ロ、ハ等の分類がある場合）、施設名称を記載して下さい。
- ・**公称能力**：各特定施設の公称能力の記載のしかたは、次のとおりです。
 - ①液圧プレス＝加圧能力（トン）
 - ②機械プレス＝呼び加圧能力（トン）
 - ③鍛造機＝落下部分の重量（kg）
 - ④鋳型造型機＝ジョルト容量（kg）
 - ⑤合成樹脂射出成形機＝射出量（g）

※ 1 オンス=28.35g、1 グレーン=0.065g で換算して下さい。

その他の施設は、すべて原動機の定格出力（kW）で記載して下さい。

※ 1 馬力=0.74kW で換算して下さい。

- ・**数の変更**：変更前は前回の届出に記載した数を、変更後は前回の届出に新しく追加した施設の数を足した数を記入して下さい。
- ・**使用開始及び終了時刻**：特定施設の種類ごとに通常の操業日における使用の開始及び終了の時刻を記入して下さい。

4 添付書類

① **特定施設の配置図**（工場の敷地図）

工場の敷地内の建物、特定施設、その他騒音の大きい主要な機械及び作業の正確な位置を示した図面（縮尺または距離を記入して下さい）

② **特定工場及びその付近の見取図**（工場の周辺 100m 程度）

工場の所在地が一目でわかるように主要目標並びに付近の状況（住宅、学校、病院等）を示す図面（縮尺または距離を記入して下さい）

※届出書等に係る担当者名、連絡先（電話番号）を余白に記載しておいて下さい。